

## 第 2 期藤沢市子ども・子育て支援事業計画（令和 2 年度～6 年度）の策定について

### 1. 計画の概要・趣旨

#### （1）計画策定の背景

##### ○次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）

我が国における急速な少子化の進行を踏まえて、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」が施行され、市町村に対し次世代育成支援対策に関する行動計画の策定を義務付けました。同法は 10 年間の時限立法でしたが、平成 26 年の法改正により令和 6 年度末まで 10 年間延長され、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務化されたことに伴い、次世代育成支援対策法に基づく計画策定が任意となりました。

藤沢市では、平成 16 年に「次世代育成支援行動計画」の前期計画（平成 17～21 年度）、平成 22 年に後期計画（平成 22～26 年度）を策定し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育まれる環境の整備に取り組んできました。

##### ○子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）

ニート、ひきこもり、不登校、発達障がい等の子ども・若者の抱える問題の深刻化や、有害状況の氾濫など子ども・若者を取り巻く環境の変化を受けて、平成 22 年に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。法律施行の 5 年後の見直しを経て、平成 28 年に「子供・若者育成支援推進大綱」が制定されました。市町村の子ども・若者計画の策定は努力義務とされています。

藤沢市では、平成 25 年に「ふじさわ子ども・若者計画 2014」（平成 25～26 年度）を、「次世代育成支援行動計画」の別冊版として策定しました。

##### ○子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）

急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、社会保障と税の一体改革の一環として、社会全体で子ども・子育てを支援する仕組みが構築されることとなりました。平成 24 年に、「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」を 3 つの柱とした子ども・子育て支援新制度が平成 27 年に施行されました。「子ども・子育て支援法」により、市町村の「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられています。

藤沢市では、平成 27 年に「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」（平成 27～31 年）を策定しました。第 1 期の計画は、子ども・子育て支援事業計画で市町村の策定が義務付けられた範囲に加え、「次世代育成行動計画」、「ふじさわ子ども・若者計画 2014」を継承した子ども・子育てから若者までの範囲を包含する計画として策定しました。

##### ○子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）

国の調査によれば、我が国の子どもの貧困率は先進国の中でも厳しく、生活保護世帯の子どもの高

等学校等進学率も全体と比較して低い水準であるなど、子どもたちの将来がその生まれ育った環境の事情等に左右されてしまうことが少なくないという状況にあります。このような事情等を背景に、平成 25 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、それを受け、平成 26 年に「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定されました。令和元年に同法が改正され、市町村による計画策定が努力義務となりました。

藤沢市では、平成 30 年に「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しにあたって、子どもの貧困対策の推進に関する実施事業の体系化を行いました。

#### ○児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）

すべての子どもが健全に育成されるよう、平成 28 年に児童福祉法の理念が改正されました。子どもが権利の主体であること、子どもの権利を国民、保護者、国、地方自治体が保障することなど、改正法では次のとおり定められました。

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

#### ○持続可能な開発目標（SDGs）実施指針（平成 28 年 12 月決定）

平成 27 年 9 月に、先進国を含む国際社会全体の普遍的な目標として「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が国連サミットで採択されました。アジェンダでは、「誰一人取り残さない」という基本理念が示され、「あらゆる貧困と飢餓に終止符を打つ」、「平和で、公正かつ包摂的な社会を打ち立てること」等を始めとする取り組むべき課題と、2030 年を期限とする 17 の持続可能な開発のための目標（以下、「SDGs」と言う。）が掲げられました。

SDGs の採択後、2030 年に向けた日本の取組の指針として「SDGs 実施指針」が決定されました。実施指針では、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことをビジョンとして定めています。地方自治体は、各種計画や戦略、方針の策定にあたって SDGs の要素を最大限反映し、SDGs の取組を推進することが期待されています。

これまでの子ども・子育てや若者を取り巻く社会環境の変化や、国の動向等を踏まえて、藤沢市では、恒久法である「子ども・子育て支援法」に基づき市町村の策定が義務付けられている「第 2 期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

また、「次世代育成支援対策推進法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画を一体的に推進するための実施計画として（仮称）「藤沢市子ども共育計画」を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 根拠法

本計画は、「子ども・子育て支援法」第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」を図ることを目的に策定するものです。

さらに、この計画を踏まえ、「次世代育成支援対策推進法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」「健やか親子21(第2次)」に基づき「藤沢市子ども共育計画」を、「児童福祉法」に基づき「保育所整備計画」「放課後児童クラブ整備計画」を策定します。

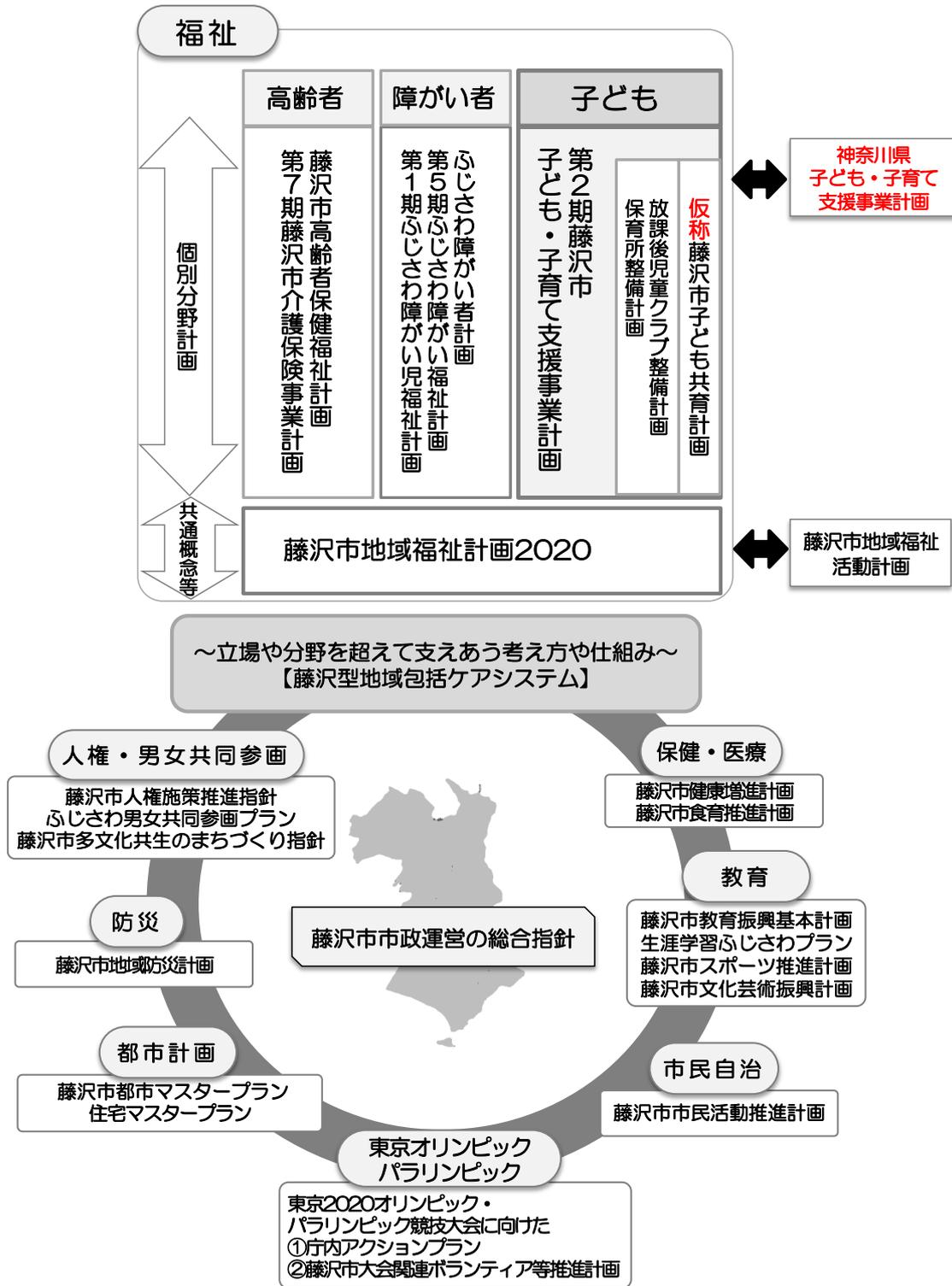
計画名称	市町村計画の名称	根拠法、根拠規定等	位置付け
第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画(本計画)	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条	義務
藤沢市子ども共育計画	子どもの貧困対策推進計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条2	努力義務
	子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法第9条	努力義務
	次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条	任意
	母子保健計画	健やか親子21(第2次)、厚生労働省児童家庭局長通知平成26年雇児発0617第1号	技術的指導

### (2) 主な関連計画

改正社会福祉法により、地域福祉計画は各福祉分野における共通概念等として位置付けられ、地域における高齢者の福祉、障がいのある人の福祉、児童の福祉その他の福祉に関して、共通して取り組むべき事項を一体的に定めることとなりました。

本計画は、藤沢市地域福祉計画との整合性を図るとともに、分野横断的に取り組んでいる藤沢型地域包括ケアシステムの全体的な考え方・方向性を踏まえています。あわせて、福祉分野における個別分野計画として、子ども・若者、子育て家庭を対象とする福祉、保健、教育など関連する本市の各分野の計画と整合を図り、調和の保たれた計画とします。

本計画と関連する主な計画



3. 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

4. 計画の対象

親の妊娠・出産期から子ども・若者の社会的自立にいたるまでの、すべての子ども、若者、子育て家庭を対象とします。

## 5. 計画の将来像（理念）

「児童福祉法」では、すべての子どもは、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の精神にのっとり、適切に養育され、健やかな成長、発達、自立等を保障される権利を持つ主体であると定められています。子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を等しく保障するという子どもの権利条約の精神を踏まえて、市町村は、子どもや子育て家庭を、身近な場所で支援する等の役割や責務があります。

「子ども・子育て支援法」では、市町村の責務として、子どもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされています。

また、この法律の基本理念では、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、企業など、その他の社会のすべての分野において、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならないとされています。

事業計画の策定にあたっては、児童福祉法の基本理念や、子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえ、次のとおり藤沢市の目指す将来像を掲げます。

# 未来を創る子ども・若者が健やかに成長する

## 子育てにやさしいまち

（第1期計画の目指す将来像を継承）

## 6. 計画推進のための基本的な視点

本計画では、一人ひとりの子ども・若者が健やかに成長することができる「まち」の実現のために、自助・互助・共助・公助によりお互いを補完しあいながら、地域全体で子どもや子育て家庭、若者を支える社会の構築を目指し、以下の基本的な視点を掲げます。

（第1期計画の基本的な視点を継承）

視点1 子ども幸せを第一に考え、最善の利益が実現されるまち

視点2 安心して子どもを産み健やかに育てることができるまち

視点3 社会全体で子ども・若者を支援し、自立することができるまち

## 7. 計画の骨格（案）

### 第1章 計画策定にあたって

#### 1. 計画策定の背景及び趣旨

- 関連する法律や国の動向、過去の計画の策定等について記載

#### 2. 計画の位置づけ

- 根拠法、本計画と関連する計画を掲載

#### 3. 計画の期間

- 令和2年度から令和6年度までの5年間

#### 4. 計画の対象

- 全ての子ども、若者、子育て家庭

### 第2章 子ども・子育てに関わる概況

#### 1. 藤沢市の子ども・子育てにかかわる概況

- 人口推移、法定事業に関連する実績の推移等を記載

#### 2. 子ども、子育てに関するニーズ調査

- ニーズ調査に関する結果概要を掲載

#### 3. 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価と課題

- 法定事業に関連する評価

### 第3章 計画の基本的な考え方

#### 1. 計画の目指す基本的な方向性（現行計画を継承）

- 目指す将来像等に関する説明を記載
- 基本的な視点に関する説明を記載
- 基本指針「子ども・子育て支援の意義」の要約を掲載 【追加】

### 第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

- 子ども・子育て支援新制度の概要
- 教育・保育提供区域の設定について
- 教育・保育の量の見込みと確保方策
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
- 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

### 第5章 計画の推進

#### 1. 計画の推進体制

- 計画の推進体制と、進捗管理、国や神奈川県との連携等について記載

#### 2. 計画の実施状況の点検・評価

- 計画期間中の点検・評価の方法を記載

## 8. 部会開催、計画策定のスケジュール（案）

時期	実施内容
4～6月	利用希望把握調査の実施
7月5日	子ども・子育て会議（全体会・第1回）
7～8月	「量の見込み」の推計
8月5日	子ども・子育て会議（全体会・第2回）
8月21日	第二期藤沢市子ども・子育て支援事業計画策定等検討部会（第1回）
10月上旬	第二期藤沢市子ども・子育て支援事業計画策定等検討部会（第2回）
11月上旬	第二期藤沢市子ども・子育て支援事業計画策定等検討部会（第3回）
11月19日	子ども・子育て会議（全体会・第3回）
12月	パブリックコメント
2月	計画案の提出
3月	計画の刊行